

発委第8号

令和7年9月17日

北栄町議会議長 野 田 秀 樹 様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 奥 田 伸 行

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

学校現場の山積している課題を解決し、ゆたかな学びを保障するため、教職員定数改善が不可欠であるため。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、25年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月17日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣
財務大臣	総務大臣	文部科学大臣